

地下貯蔵タンクの

流出防止

対策はお済みですか

近年の危険物施設における流出事故件数の増加傾向を背景として、地下貯蔵タンクの流出事故防止対策を図ること等を目的に、危険物の規制に関する規則等の一部改正が施行され、平成 25 年 1 月 31 日で経過措置期限も終了しました。

規制の対象となる地下貯蔵タンクを所有し、流出防止が未対策の場合は「**消防法令違反**」となりますので、早期に必要な改修工事等を進めていただきますようお願いいたします。

該当するタンクは、**危険物の漏れを未然に防止する措置**（タンク内面のコーティング※1、電気防食※2）又は危険物の漏れを早期に検知する措置（高精度液面計の設置※3 など）を講じなければなりません。

※1

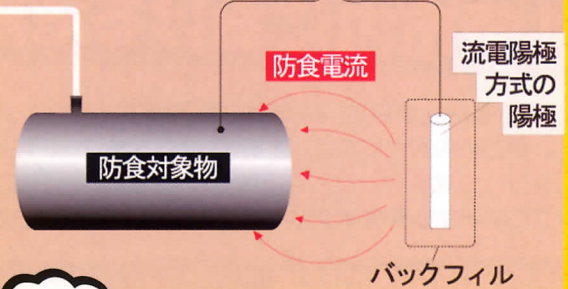


埋設されたままの状態で、タンク内面の全体に厚さが 2mm 以上になるように強化プラスチックを被覆するものです。

ターミナルボックス ボルト・ナットで接続

地下配管

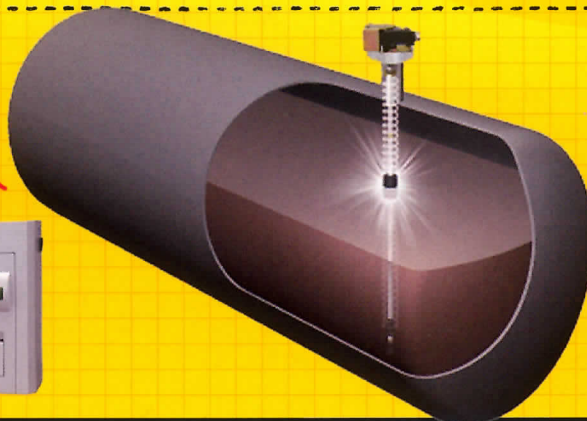
地上
地下



※2

電気防食は、埋設されたタンクへ外部から腐食によるものと逆向きの電流を流すことで腐食の進行を防止するものです。

※3



埋設されたタンクに貯蔵している危険物の液面を常に計測して、危険物の流出による液面の変化を検知し、警報を発するものがあります。